

〔 各 府 省 事 務 次 官  
各 外 局 の 長  
各 行 政 執 行 法 人 の 長 〕 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則1—79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）及び「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について」の施行に伴う経過措置について」の一部改正について（通知）

「人事院規則1—79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）及び「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について」の施行に伴う経過措置について（令和4年2月18日事企法一38）」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年3月31日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

3 人事院規則 8—1 2（職員の任免）の運用について（平成 21 年 3 月 18 日人企—5 3 2）

令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項各号（第 4 号を除く。）又は第 2 項各号（第 5 号を除く。）に掲げる者の同条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用は、令和 4 年事企法—3 7 第 8 項の規定による改正後の「人事院規則 8—1 2（職員の任免）の運用について」第 1 8 条関係第 9 項第 2 号に規定する採用とみなして、同項の規定を適用する。

9 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 27 日職職—3 2 8）

一・二 （略）

三 令和 1 6 年 1 2 月 3 1 日までの間における改正後の規則 1 5—1 4 第 1 8 条の 2 第 1 項第 2 号の「人事院が別に定める日数」は、改正後の勤務時間等関係運用通知第 1 2 の第 8 項の規定にかかわらず、次に掲げる職

3 人事院規則 8—1 2（職員の任免）の運用について（平成 21 年 3 月 18 日人企—5 3 2）

令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項各号（第 4 号を除く。）又は第 2 項各号（第 5 号を除く。）に掲げる者の同条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用は、令和 4 年事企法—3 7 第 8 項の規定による改正後の「人事院規則 8—1 2（職員の任免）の運用について」第 1 8 条関係第 7 項第 2 号に規定する採用とみなして、同項の規定を適用する。

9 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 27 日職職—3 2 8）

一・二 （略）

三 令和 1 7 年 1 2 月 3 1 日までの間における改正後の規則 1 5—1 4 第 1 8 条の 2 第 1 項第 2 号の「人事院が別に定める日数」は、改正後の勤務時間等関係運用通知第 1 2 の第 8 項の規定にかかわらず、次に掲げる職

<p>員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>四 <u>令和16年12月31日</u>までの間における改正後の規則15—14第18条の2第4項第2号の「人事院が別に定める日数」は、改正後の勤務時間等関係運用通知第12の第10項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>五・六 (略)</p>	<p>員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>四 <u>令和17年12月31日</u>までの間における改正後の規則15—14第18条の2第4項第2号の「人事院が別に定める日数」は、改正後の勤務時間等関係運用通知第12の第10項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>五・六 (略)</p>
--	--

以 上